

発議第7号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年9月2日提出

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

議会運営委員会委員長 北 村 喜代隆

提案理由

議員定数の減に伴い、各常任委員会の構成、委員定数、所管事項を変更するため、この案を提出する。

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成 30 年米原市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 総務産業建設常任委員会 8 人以内
 - ア 政策推進部の所管に関する事項
 - イ 総務部の所管に関する事項
 - ウ 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項は除く。）
 - エ まち整備部の所管に関する事項
 - オ 議会事務局の所管に関する事項
 - カ 選挙管理委員会の所管に関する事項
 - キ 監査委員の所管に関する事項
 - ク 会計室の所管に関する事項
 - ケ 農業委員会の所管に関する事項
 - コ 他の常任委員会の所管に属しない事項
- (2) 健康福祉教育常任委員会 8 人以内
 - ア 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項に限る。）
 - イ 暮らし支援部の所管に関する事項
 - ウ 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 予算常任委員会 16 人
 - 予算に関する事項

付 則

この条例は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

米原市議会委員会条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管</u>) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。 (1) <u>総務産業建設常任委員会 8人以内</u> <u>ア 政策推進部の所管に関する事項</u> <u>イ 総務部の所管に関する事項</u> <u>ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項は除く。)</u> <u>エ まち整備部の所管に関する事項</u> <u>オ 議会事務局の所管に関する事項</u> <u>カ 選挙管理委員会の所管に関する事項</u> <u>キ 監査委員の所管に関する事項</u> <u>ク 会計室の所管に関する事項</u> <u>ケ 農業委員会の所管に関する事項</u> <u>コ 他の常任委員会の所管に属しない事項</u> (2) <u>健康福祉教育常任委員会 8人以内</u> <u>ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項に限る。)</u> <u>イ 暮らし支援部の所管に関する事項</u> <u>ウ 教育委員会の所管に関する事項</u></p>	<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管</u>) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。 (1) <u>総務教育常任委員会 6人</u> <u>ア 政策推進部の所管に関する事項</u> <u>イ 総務部の所管に関する事項</u> <u>ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、福祉医療、環境保全および自然保護に関する事項は除く。)</u> <u>エ まち整備部の所管に関する事項(地域経済および観光の振興に関する事項(観光に関する事項は除く。))に限る。)</u> <u>オ 議会事務局の所管に関する事項</u> <u>カ 教育委員会の所管に関する事項</u> <u>キ 選挙管理委員会の所管に関する事項</u> <u>ク 監査委員の所管に関する事項</u> <u>ケ 会計室の所管に関する事項</u> <u>コ 他の常任委員会の所管に属しない事項</u> (2) <u>健康福祉常任委員会 6人</u> <u>ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項に限る。)</u> <u>イ 暮らし支援部の所管に関する事項</u></p>	<p>・議員定数の減に伴い、各常任委員会の構成、委員定数、所管事項を変更するため。</p>

(3) 予算常任委員会 16人
予算に関する事項

(3) 産業建設常任委員会 6人

ア 市民部の所管に関する事項(環境保全および自然保護に
関する事項に限る。)

イ まち整備部の所管に関する事項(地域経済および観光の
振興に関する事項は、観光に関する事項に限る。)

ウ 農業委員会の所管に関する事項

(4) 予算常任委員会 18人
予算に関する事項